

# 歯科技工士養成所自己点検表

養成施設名:  
 課程の別: 昼間・夜間・通信・その他( )  
 修業年限: ( )年

施行令…歯科技工士法施行令  
 指定規則…歯科技工士学校養成所指定規則  
 指導要領…岐阜県歯科技工士養成所指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和4年10月1日改正)

点検項目	判定	確認書類
<p>1 学生に関する事項</p> <p>(1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領3(1))</p> <p>なお、指定規則第二条第五号ただし書の規定により一学級の定員が省令に定める定員は、教員数、授業方法、学生一人につき必要な教室等の面積、教育用機械器具等に応じた教育体制を確保すること。</p> <p>(2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。(指定規則第2条第1号)</p> <p>①学校教育法第90条第1項に掲げるものであること。                  (歯科技工士法第14条第1号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校の場合において、当該大学が学校教育法第90条第2項の規定により同項に規定するさせる場合を含む。)</p> <p>(3) 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等の書類調査書を提出させているか。                  ※平成16年7月23日付け文部科学省通知により、入学資格審査に健康診断書は不要</p> <p>(4) 入学の選考は適正に行われているか。(指導要領3(3))</p> <p>(5) 学生の出席状況が確実に把握されており、特に出席状況の不良な者については、進級しないものとする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・学則</p> <p>・募集要項</p> <p>・入学資格</p> <p>・確認書類</p> <p>・科目認定</p> <p>・規程類</p> <p>・科目認定</p> <p>・関係資料</p> <p>・出席簿</p>
<p>(6) 学生( )の進級( )を定し、これに基づいて行っているか。(指導要領3(6))</p> <p>①進級( )を定していること。                  ②欠席( )を定するときは、進級又は卒業を認めないこと。                  ③各( )を定める時間を満たしているか。</p> <p>(7) 入所( )記録が確実に保存されているか。(指導要領3(6))</p> <p>(8) 入学( )施設及び疾病の予防措置等学生の保健管理上の必要な措置を講ずる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>2 施設設備等に関する事項</p> <p>(1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①、②を満たすこと。)</p> <p>①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。専用であること。(指定規則第2条第6号))                  ○学生1名につき1.65㎡以上、かつ、1教室の総面積は、24.75㎡以上であること。(指導要領6(2))</p> <p>②基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室                  (専用であること。(指定規則第2条第7号、指導要領6(3)))                  ○学生1名につき2.31㎡以上、かつ、1室の総面積は34.65㎡以上であって、電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられていること。(指導要領6(4))</p> <p>(2) 以下の部屋が設けられているか。(①、②を満たすこと。指導要領6(5))</p> <p>①図書室、鑄造研磨室及びポーセレン室のについての実習が実施できる実習室を有すること。                  ○図書室はおおむね20㎡以上であること。                  ○鑄造研磨室およびポーレンセンについての実習が実施できる実習室が、他の実習室と併用しても差し支えない。</p> <p>②更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましい。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・申請時の</p> <p>・平面図</p> <p>・校舎各室の</p> <p>・一覧表</p> <p>・備品類目録</p> <p>・図書目録</p>

定員に対して1割までの超過は可だと認識している養成所が多く存在するが、定員が1人でも超過すれば指導の対象となる。また、留年する学生がいる場合、その学生も含めて、学年定員を超過しないよう入学生を受け入れること。  
 ※定員30名の養成所で1学年に留年する学生が5名いる場合、入学生は25名までしか受け入れられない。

卒業証明書又は卒業証書の写しをもって入学資格を確認すること。  
 ※成績証明書は成績に関する書類となり、卒業見込み証明書は卒業を確定させるものではないため、入学資格の確認書類とみなさない。

歯科技工士養成所自己点検表

点検項目			判定	確認書類
(3) 以下の機械器具、標本及び模型を有しているか。(指定規則第2条第8号、指導要領7(1)、別表)			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
(別表)				
教育用機械器具、標本及び模型				
(1) 機械器具				
品名	個数	備考		
技工台	学生数			
コンプレッサー	適当数			
石膏トラップ	適当数			
ダウエルピン植立器	適当数			
モデルトリマー	適当数			
技工用エンジン	学生数			
技工用マイクロスコープ	適当数			
リングファーネス	1以上			
真空埋没器	適当数			
溶接機(スポットまたはレーザー)	適当数			
鑄造機器一式	適当数	鑄造機(遠心または吸引加圧または高周波)・リバーナー・ブローパイプを含む。		
ポーセレンファーネス	1以上			
電気レーズ	適当数			
集塵機	適当数			
研磨器	適当数			
スチームクリーナー	1以上			
サベヤー	適当数			
脱ろう装置	適当数			
義歯製作用器具一式	適当数	加熱重合器・加圧重合器・フラスコ・フラスコプレスを含む。		
超音波洗浄機	適当数			
光重合器	適当数			
測色器(シェードガイド含む)	適当数			
各種咬合器	各1			
顔弓	1以上			
実験用器具一式	適当数	実験台・マイクロメーター・ノギス・各種温度計・はかり・硬度計・熱膨張計・メスシリンダーを含む。		
万能試験機	1以上			
顕微鏡一式	1以上	金属顕微鏡・読み取り顕微鏡を含む。		
(2) 標本模型				
品名	個数	備考		
永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数			
各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数			
各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数			
各種インプラント模型	適当数			
各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数			
各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数			
頭蓋骨模型	1以上			
(3) その他				
品名	個数	備考		
プロジェクター	1以上			
スクリーン	1以上			
VTR装置	1以上	視聴覚用		
パーソナルコンピュータ	適当数			
(注) 学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。				
(4) 基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図書雑誌は、1500冊以上備えられていること。雑誌は1巻を1冊とする。(指導要領7(2))			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
(5) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。(施行令第11条第1項、指定規則第4条第1項)			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	

## 歯科技工士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類																																	
<b>3 教員等に関する事項</b> (1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(①、②を満たすこと。指定規則第2条第4号、指導要領4(3)) ① 歯科医師2人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。 ② 専任教員のうち1名は教育に関する主任者(教務主任)とし、歯科医師又は歯科技工士であること。 (2) 1教員当りの教育担当時間が過重にならないこと。(指導要領4(5)) (3) 教員はその担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育の経歴のある者であること。なお、歯科医師が担当することが望ましい授業内容については、歯科医師が担当すること。(指導要領4(6))	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	・教員一覧 ・証写し ・確認要 別																																	
<b>教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。資格証等は原則として原本で確認を行うこと。</b>																																			
<b>4 教育に関する事項</b> (1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則第2条第3号、指定規則別表、指導要領別添)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	・教育課程表 ・シラバス																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">教育内容</th> <th style="width: 20%;">単位数</th> <th style="width: 75%;">教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤</td> <td rowspan="2">医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。</td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小計</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>歯科技工士と歯科医療</td> <td>歯科技工学の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の構造と機能</td> <td>歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯科材料・歯科技工機器と加工技術</td> <td>歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">小計</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野</td> <td>有床義歯技工学</td> <td>有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>歯冠修復技工学</td> <td>各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>矯正歯科技工学</td> <td>矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>乳歯の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復装置誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野	科学的思考の基盤	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。	人間と生活	小計		5	専門基礎分野	歯科技工士と歯科医療	歯科技工学の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。	歯・口腔の構造と機能	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。	小計		17	専門分野	有床義歯技工学	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。	歯冠修復技工学	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。	矯正歯科技工学	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。	小計	12	乳歯の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復装置誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。	13	技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。	2	<b>1名でも超過していれば、もう1クラス設けること。                      ※留年する学生を含めて学級定員を超過する場合も、2クラス設けなければならない。</b>	
教育内容	単位数	教育の目標																																	
基礎分野	科学的思考の基盤	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 加工技術の基礎となる知識を習得する。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を習得する。																																	
	人間と生活																																		
小計		5																																	
専門基礎分野	歯科技工士と歯科医療	歯科技工学の目的、歯科技工士の歯科医療における役割、医の倫理、歯科疾患・歯科治療の概要について理解する。 また、歯科技工士に必要な関係法規について習得する。																																	
	歯・口腔の構造と機能	歯の形態を十分に理解し、歯の発生、加齢歯周、頭蓋の骨及び口腔周囲の筋について習得する。 顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。																																	
	歯科材料・歯科技工機器と加工技術	歯科技工に使用する材料の歯科理工学的性質・安全性・品質検査及び歯科技工に必要な機器の知識と加工技術を習得する。																																	
	小計		17																																
専門分野	有床義歯技工学	有床義歯に関する知識を理解し、有床義歯製作の技術を習得する。																																	
	歯冠修復技工学	各種の歯冠修復物に関する知識を理解し、歯冠修復物製作の技術を習得する。																																	
	矯正歯科技工学	矯正歯科の基礎的概念を理解し、矯正装置製作に関する知識と技術を習得する。																																	
	小計	12																																	
	乳歯の基礎的概念を理解し、乳歯歯冠修復装置誘導装置製作に関する知識と技術を習得する。	13																																	
技術を歯科臨床の場面に適用し、理論と結び付けて理解できる能力と技術力を習得する。	2																																		
(2) 実際の授業時間数が指定規則別表又は学則に定める時間数より少なくないか。 (3) 1学級の定員が30人以内となっているか。(指定規則第2条第5号) (4) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領3(5)) (5) 授業方法は単独授業によるものか。(指導要領5(3)) ○科目により支障のない場合は合同授業を行ってもさしつかえない。	<b>テストを授業時間に含めることはできるが資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。                      (授業時間としてみなせない例)                      ①試験監督が事務職員→無資格教員による授業                      ②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足                      ※①、②ともに補講の対象</b>																																		
<b>5 実習に関する事項</b> (1) 歯科技工実習及び歯科理工学実習は養成所内において実施されているか。(指導要領5(4))		・設 ・一覧表																																	

歯科技工士養成所自己点検表

点検項目	判定	確認書類
<p>6 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第11条、指定規則第4条)</p> <p>①変更にあたり事前に承認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○修業年限の変更</li> <li>○学科課程の変更</li> <li>○定員の変更</li> <li>○校舎の各室の用途及び面積の変更</li> </ul> <p>②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置者の氏名及び住所</li> <li>○養成施設の名称、所在地</li> <li>○学則(修業年限、教育課程、定員の変更は事前に承認申請が必要)</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>過去の申請書類</p> <p>過去の提出届書類</p>
<p>7 その他</p> <p>(1) 原則として、専任の事務職員をおいているか。(指導要領4(7))</p> <p>(2) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p> <p>(3) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。(指導要領2(5))</p> <p>(4) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が完備されていること。(指導要領2(6))</p> <p>(5) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。(指導要領2(7))</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>組織図</p> <p>資産原簿</p> <p>出納簿</p> <p>予算決算書</p> <p>学則</p> <p>募集要項</p>
<p>点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)</p>		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:       年    月    日

設置者氏名:

記載者氏名: